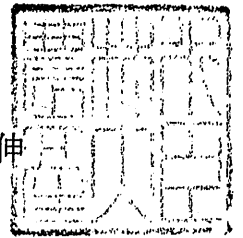




16消安第5280号
平成16年10月1日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

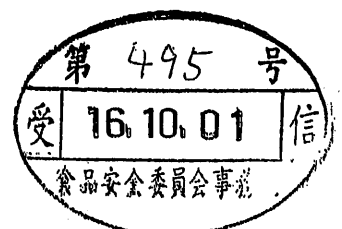


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。
 - (1) 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリス IA in ac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミューン AIV）
 - (2) 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））
 - (3) ぶりビブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ビブリオ mono）
- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造の承認をすること。
 - (1) ひらめβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）



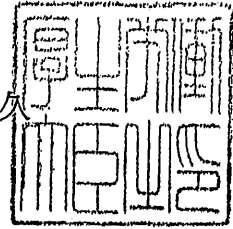


厚生労働省発食安第1001007号
平成16年10月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

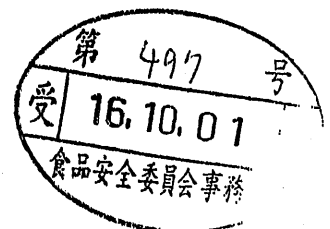
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年10月1日16消安第5281号及び16消安第5282号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年10月1日16消安第5280号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン



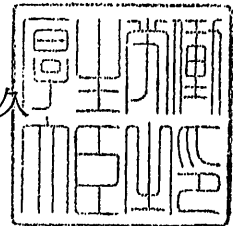


厚生労働省発食安第1001008号
平成16年10月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

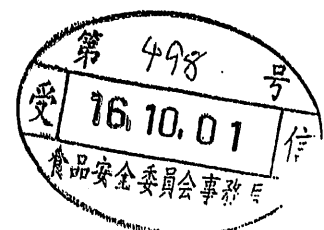
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年10月1日16消安第5281号及び16消安第5282号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年10月1日16消安第5280号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）
不活化ワクチン



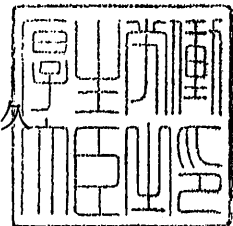


厚生労働省発食安第1001010号
平成16年10月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年10月1日16消安第5281号及び16消安第5282号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年10月1日16消安第5280号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ぶりビブリオ病不活化ワクチン



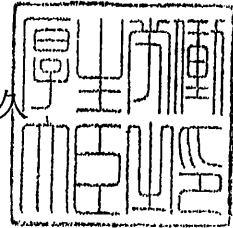


厚生労働省発食安第1001009号
平成16年10月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

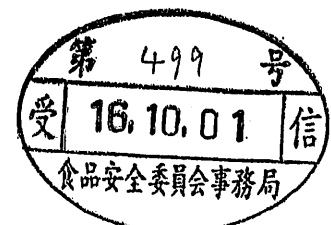
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成16年10月1日16消安第5281号及び16消安第5282号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成16年10月1日16消安第5280号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ひらめβ溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン

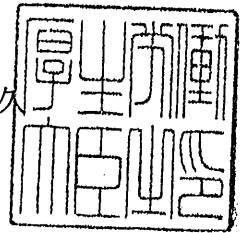




厚生労働省発食安第 1001001 号
平成 16 年 10 月 1 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



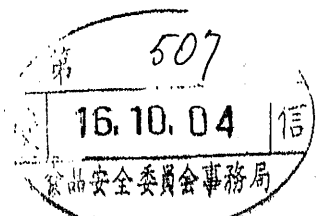
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第13号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

1. 申請者：日本モンサント株式会社
品 種：① ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統
② ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
③ ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
2. 申請者：味の素株式会社
品 目：L-アルギニン

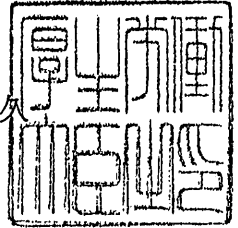




厚生労働省発食安第 1005001 号
平成 16 年 10 月 5 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



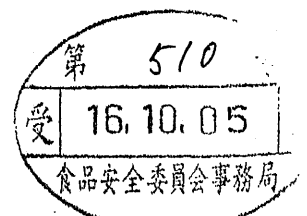
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ビフェナゼート



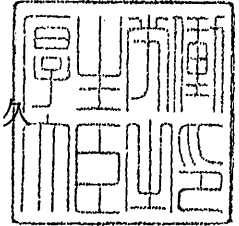


厚生労働省発食安第 1005002 号
平成 16 年 10 月 5 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



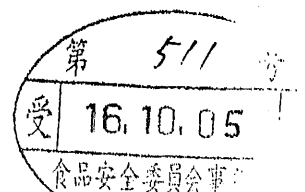
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

クロチアニジン

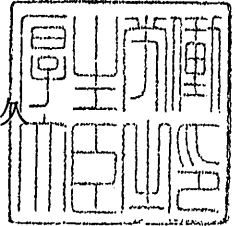




厚生労働省発食安第 1005003 号
平成 16 年 10 月 5 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



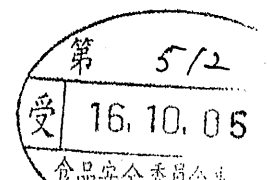
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

カズサホス



(参考) 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況
(平成 16 年 10 月 6 日現在)

専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水 48 種の汚染物質及び 93 種の農薬
	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保
15/ 8/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
15/ 8/ 5	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
15/10/ 6	厚	微生物 調製粉乳中のセレウス菌
15/10/ 8	厚	添加物 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
15/10/20	厚	添加物 ナタマイシン、ナイシン、亜酸化窒素
15/10/29	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、プリトロール、ラクチールガムストロングミント、ラクチールガムマイルドミント、ガイオタガトース、稲から生まれた青汁
15/10/30	厚	遺伝子組換え食品等 SP990(リパーゼ)、SP572(ベクチナーゼ)、BRG-1(-アマラーゼ)、SPEZYME FRED™(アマラーゼ)、PLA2(ホスホリパーゼ A2)
15/11/17	厚	農薬 オキサジアルギル、ピラクロストロピン
15/11/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌
15/12/15	厚	添加物 イソプロパノール
15/12/26	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド
16/ 1/19	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、イソフラボンみそ、オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン
16/ 2/ 3	厚	農薬 フェンアミドン、オリサストロピン
16/ 2/13	厚	農薬 メトコナゾール
16/ 4/28	厚	農薬 ジノテフラン
16/ 5/28	厚	特定保健用食品 カルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、カルシニアゼリー(マスカット味)、カルシニアゼリー(アップル&キャラット味)、リメイク コレステブロック 粒 大豆イソフラボン40、黒烏龍茶、キューピー 骨髄 カルシウム&ビタミンK ₂
16/ 5/28	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1EventDAS-59122-7
16/ 7/ 2	農	肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること及び蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかずを肥料として利用すること
16/ 7/23	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀
16/ 8/ 3	厚	農薬 チアメトキサム、フルフェノクスロン
16/ 8/13	厚	遺伝子組換え食品等 - アミラーゼ LE399
16/ 8/16	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
16/ 8/20	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
16/ 8/30	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
16/ 9/ 3	厚 農	動物用医薬品 孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/ 9/ 3	厚	動物用医薬品 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン」、「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン」
16/10/ 1	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン、豚ポルデテラ感染症・豚バスターレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりビブリオ病不活化ワクチン、ひらめ 溶血性レンサ球菌不活化ワクチン
16/10/ 1	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種、L・アルギニン
16/10/ 5	厚	農薬 ピフェナゼート、クロチアニジン、カズサホス

注 1 : 印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件

専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
16. 9. 2 ~ 9.29	農薬 トルフェンピラド

専門調査会における審議結果（案）について意見募集を行っているもの（続き）

募集期間	対象となる審議結果（案）
16. 9. 9 ~ 10. 6	動物用医薬品 塩酸ラクトパミン
16. 9. 9 ~ 10. 6	特定保健用食品 ヒアロモイスチャー-S、タケダ健康園 TACC 茶、DHA入りサーラソーゼージ
16. 9. 16 ~ 10.13	農薬 シアゾファミド
16. 9. 16 ~ 10.13	肥料 鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16. 9. 30 ~ 10.27	添加物 亜塩素酸ナトリウム

注2： の案件についての意見募集は終了した。

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/ 7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
	厚	かび毒 パツリン
15/ 7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/ 8/28	厚	添加物 アセスルファムカリウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/ 9/ 4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/ 9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナヨネーズタイプ
15/ 9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼト、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサバクエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/ 9/25	厚	添加物 L-アスコルピン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/ 1/15	厚	農薬 ピリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入
16/ 2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マイズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/ 2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/ 2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/ 3/11	厚	特定保健用食品 LC1ヨーグルト、グリコ ヨーグルトGCL1001
16/ 3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/ 3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/ 3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性
16/ 3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装
16/ 4/ 8	厚	特定保健用食品 ビュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/ 4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/ 4/22	厚	特定保健用食品 チヤス低糖ヨーグルト、クエ-カーオートミルク、フンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、フンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、フンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、フンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リボスルー
16/ 5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/ 5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅

食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの（続き）

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/ 5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/ 5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/ 6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIXゼリー、毎日海藻 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/ 6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/ 6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ポルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)豚パストツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 6/17	厚	シンフィットム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品
16/ 6/24	厚	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/ 6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/ 7/ 2	厚	添加物 アカネ色素
16/ 7/ 8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/ 7/22	厚	農薬 エチプロール
16/ 7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/ 7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/ 9/ 2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装
16/ 9/ 2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病2価・牛バインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/ 9/ 9	厚	添加物 プロパノール
16/ 9/ 9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/ 9/ 9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/ 9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶

その他

通知日	通知先	件名
16/ 1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚 農 環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚 農 環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 7/21	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針